

モランテル及びピランテルに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年1月20日～令和3年2月18日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び肥料・飼料等専門調査会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>食の安全性を第一に、残留物質がこれだけでないことも考慮して、少しでもリスクを低減するために安全係数は100ではなく1,000にすべきではないでしょうか？残留物(農薬や飼料添加物、遺伝子組み換え品を含む)の複合影響までしっかり検証されているならいいですが、それを未だにやっていない現状では、安全係数で調整するしかないと考えられますが。</p>	<p>安全係数については、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針(平成30年9月25日食品安全委員会決定)」に基づき、安全係数を100とすることが妥当と判断しました。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量(ADI)に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、今回の評価では、代謝物が同一となるピランテル及びモランテルについてグループADIを設定し、それぞれ、単独でADIを設定するよりも、その合計値は低くなっております。</p> <p>一方、現段階では、JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)やJMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。